

(平成25年3月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和41年4月1日）及び資格取得日（同年6月7日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月21日から同年6月1日まで
② 昭和41年4月1日から同年6月7日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

私は、昭和36年3月にA社に入社し、平成17年6月に退職するまで同社及び同社のグループ会社で継続して勤務した。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、D社及びA社E業所に継続して勤務し（昭和39年5月21日にD社からA社E営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

なお、上記人事記録によると、申立人は、昭和38年11月1日から同年11月20日までの期間及び39年5月21日から同年7月31日までの期間(申立期間①を含む。)において、A社E営業所に勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、当該期間のうち、申立期間①を除く期間について、申立人は、同社B支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立期間①についても申立人は同社同支店において厚生年金保険の被保険者とすべきであったものと判断され、申立人の同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年6月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、C社において昭和39年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年4月1日に資格を喪失後、同年6月7日に同社において再度資格を取得しており、同年4月及び同年5月の被保険者記録が無い。

しかし、前述の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が当該期間においてC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立期間②においてC社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の同僚は、申立人が当該期間の前後において職種及び勤務状況に変更は無かった旨証言している。

さらに、申立人と同じ課の同僚及び上司は、オンライン記録によると、いずれも申立期間②について厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②前後の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、当時の資料が無く不明と回答しているが、事業主

から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 7 日から同年 7 月 3 日まで

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、私は、当該期間において、A社又はB社において継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の妻及び同僚の証言並びに同僚から提出された給与支給明細書から判断すると、申立人が同社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社及びB社は、申立人の異動日を確認できる資料を保管していないが、上記同僚から提出された昭和59年6月分の給与支給明細書にA社と記載があることから、B社の資格取得日である同年7月3日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和59年5月の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで
昭和37年4月1日にA社に入社し、平成14年6月30日まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び同社の回答、並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年3月16日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社B事業所は、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、A社は法人事業所であり、オンライン記録によれば、同社B事業所が適用事業所となった時に250人を超える従業員が被保険者資格を取得していたことが確認できることから、当該期間において同社同事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、資料が無く不明としているが、同社B事業所は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（石川）厚生年金 事案 7667

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社B工場での厚生年金保険の資格喪失日が昭和50年3月31日となっており、同社C工場での資格取得日が同年4月1日となっているが、転勤しただけで継続して同社に勤務していたので空白期間は無く、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答及び申立人から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年2月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和50年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年9月から21年1月までの期間、同年5月及び同年8月から22年8月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月の標準報酬月額に係る記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 から 22 年 8 月 まで

A社における給与は27万5,000円であり、総支給額に見合う保険料を控除されている。しかし、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額は低い額となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年9月から21年1月までの期間、同年5月及び同年8月から22年8月までの期間については、申立人から提出された給料明細書、A社から提出された賃金台帳、及び課税庁から提出された給与支払報告書（個人別明細書）に記載された社会保険料控除額により、申立人はその主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間のうち、平成21年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月については、給料明細書により、申立人は、当該期間において26万円の標準報酬月額に相当する総支給額を事業主から支給され、28万円の標準報酬月額

に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる総支給額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書、賃金台帳及び給与支払報告書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書、賃金台帳及び給与支払報告書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月30日から同年5月1日まで

年金記録によると、申立期間にA社B工場からC社D工場へ異動したことになるが、同じ工場で継続して勤務していた。保険料も給料から控除されていたはずだ。既に年金記録を訂正された同僚もいるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された退職金計算書、A社の回答及び雇用保険の記録により、申立人が同社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和45年5月1日にA社B工場からC社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年3月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月に A 社に入社し、本社で 2 か月間研修を受けた後、同年 6 月 1 日に同社 B 支店に異動した。しかし、異動した際の厚生年金保険被保険者記録について、1 か月の空白期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社及び同僚の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料等はないが、A社は、申立人が、昭和44年5月末日まで本社で研修を受けた後、同年6月1日付けで支店に配属となった旨回答していることから、申立人の同社本社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年4月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和44年5月の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 8 日から 37 年 9 月 6 日まで
② 昭和 37 年 9 月 6 日から 44 年 12 月 28 日まで

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「知人から、脱退手当金を受給した場合には、厚生年金保険被保険者証は社会保険事務所（当時）に回収されるものと聞いていた。私は、被保険者証を所持しているので脱退手当金を受給していないと思う。」と主張している。

しかし、日本年金機構は、「当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合には、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の『脱』表示を行った上で請求者に返還することとされており、そのように処理したと思う。」と回答していることから、申立人が被保険者証を所持し、当該被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示が記されていることに不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によれば、同請求書は昭和 45 年 3 月 7 日に A 社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年 5 月 8 日に支払われていることが確認できる上、住所欄には、当時申立人が居住していたとする住所地に加え、夫の氏名が「〇〇方」と記載されていることが確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

年金記録は、昭和 58 年 11 月 1 日にA社の被保険者資格を取得したことになるが、保管している預金通帳には同年 4 月から同社の給与の振込みが確認できる。振込金額は社会保険料を控除された金額となっており、同社が資格取得手続をしていないにもかかわらず、給与から厚生年金保険料を控除していた証拠である。申立期間の被保険者記録が無いことに納得がいかないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和58年7月まで取引明細が確認できる預金通帳の写しによると、同年4月から同年6月までについては、A社からの振込みが確認できる。

しかし、昭和58年7月については、A社からの振込みは確認できない上、同社は、「申立期間当時の従業員は、短期雇用契約と長期雇用契約があり、短期雇用契約者は1か月単位の契約であったことから、社会保険に加入していない。また、勤務状況や形態に関する資料の保存は無い。」と回答している。

また、A社が保存している社会保険被保険者台帳によると、申立人の入社日は昭和58年11月1日とされており、オンライン記録及び雇用保険の資格取得日と一致している。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする複数の同僚は、「申立期間当時、従業員は、短期雇用契約で勤務した後、長期雇用契約に切り替わっていた。短期雇用契約の期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったはずである。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 20 日から 33 年 3 月 15 日まで
② 昭和 33 年 3 月 15 日から 35 年 3 月 20 日まで

申立期間①について、私は、A社で、昭和 32 年 4 月 20 日から勤務した。しかし、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査をして、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元事業主は、「申立期間当時の人事台帳等の資料を保管していないので、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答している。

また、複数の同僚は、「入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人のA社での年金手帳の記号番号の払出日は、昭和33年 4 月 16日であることが確認できることから、申立人の資格取得日に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間より前の厚生年金保険被保険者期間において、脱退手当金を受給しており、申立期間②の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和35年10月31日に支給決定がされているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することはできなかったことから、A社を退職後、47年1月まで厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知（静岡）厚生年金 事案 7674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月31日から同年8月10日まで

A社の給料明細表では、4か月分の厚生年金保険料を控除されているが、同社における被保険者期間は、3か月とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細表により、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、A社は、「人事記録等、在籍を確認できる資料が無いため、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和34年7月31日（申立人の資格喪失日）及び同年8月1日（申立人の資格喪失日の翌日）に資格を喪失したと記録されている23人の同僚のうち、住所が確認できる10人に当時の状況を照会したところ、回答が得られた6人は、「申立人のことは覚えていない。自分の退職日の記憶は無い。厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。